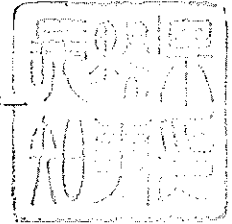


7 人権第 35 号
令和 7 年（2025 年）6 月 11 日

長野県人権政策審議会
会長 一由 貴史 様

長野県知事 阿部 守



「長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」の検討について（諮問）

本県では、平成 22 年に策定した「長野県人権政策推進基本方針」に基づき人権政策を総合的に推進してまいりましたが、策定から 15 年となり、この間、社会経済情勢の変化等に伴い人権を取り巻く環境は大きく変化し、新型コロナウイルス感染症に伴う人権に関する様々な問題の発生、SNS 上の誹謗中傷など、人権課題が一層多様化・複雑化するとともに、他者の人権を侵害する様々な事象が依然として発生しております。

このような状況を踏まえ、人権尊重の理念や重要性を県民の皆様と改めて共有し、人権がより尊重される社会を実現するためには、包括的に人権尊重を規定する条例を整備していくことが必要であります。

つきましては、「長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」を検討したいので、長野県附属機関条例第 2 条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

県では、県全体の人権意識の底上げを図るための手法の一つとして「規範」等の策定を今後検討することとしていることから、R7.1.27の審議会において以下の観点で審議。

- ①人権の理念・重要性等を県民等と共有するための「規範」等として、どのようなものが考えられるか。
- ②「規範」等の策定のほか、人権意識の底上げを図るためのより効果的な手法として考えられるものはあるか。

主な意見

【規範について】

- これまで人権に関する様々な取組の実績があるので、その上で県民の人権が尊重される包括的な条例の制定が選択肢の1つとしてあるのではないかと。
- これまでに個別的な条例が制定されている中で、包括的な人権条例を検討してもよいところまで取組が少しずつ積み上がってきている。
- 県民の意識を底上げする手段として、条例という規範があること、それ自体が大事。

包括的に人権尊重を規定する条例の制定について検討していく。

【個別の人権課題について】

- 学校における子ども一人ひとりに寄り添った取組の強化。大事にしてもらった経験を通して他者も大事にするという人権尊重意識の醸成が図られる。
- 犯罪の加害者（家族）の人権は、手が届いていないところではないかという気がしており、考えていかなければならない。
- 女性活躍を推進しても、途中で挫折してしまうのは子育て中の女性が多いという問題があると思うので、支援が重要。
- LGBTQの学生が安心して学校に通うことができる環境の整備（例：制服の選択制、トイレ入口のつくりの配慮など）
- インターネット上の誹謗中傷が深刻。インターネット上の言葉が時に凶器になること、決して匿名ではないこと等について、幼少期からの教育が大切。

人権政策推進基本方針の改定及び個別の計画・施策の中で検討していく。

1

(参考)前回(R7.1.27)資料 ※一部時点修正

人権政策の手法について(①現状と課題認識)

現状

- 近年、個別分野においては条例の制定や制度の創設等により、各分野の具体的な課題に即した取組を推進。また現在の啓発は、個別分野を扱った啓発が中心。
- 一方で、差別をはじめとする様々な人権侵害が依然として存在するほか、新型コロナウイルス感染拡大時には新たな差別や誹謗中傷が顕在化。

(県内における近年の主な人権侵害事案)

- ・ 同和地区に関する問合せ等の差別発言やインターネット上の同和地区の晒し行為
- ・ ハンセン病に関する患者台帳のネットオークションサイトへの出品
- ・ 新型コロナウイルス感染症の患者やその家族、医療従事者等に対する差別や誹謗中傷 など

- また、人権尊重を意識して行動している県民の割合が近年減少。

(県民の人権を尊重する意識の割合 (R4まで県政モニターアンケート、R5から県政アンケート))

年度	R3	R4	R5	R6
他者の人権を尊重することについて意識して行動している人の割合	86.8%	77.2%	53.6%※	50.7%

※R5年度から調査手法の大幅な変更あり

課題認識

上記の現状や、社会経済情勢の変化に伴う新たな課題の顕在化・人権問題の広範化を踏まえると、真に人権が尊重される長野県を実現するためには、「①個別の人権課題の解消に向けた取組」を継続して推進していくとともに、あらゆる人権課題に通じる「②県全体の人権意識の底上げを図る取組」を強化していく必要があるのではないかと。

「信州未来共創戦略～みんなでつくる2050年のNAGANO～」においても、人権を尊重する考え方を社会の基礎としていくことが必要である旨明記

人権政策の手法について(②信州未来共創戦略における人権尊重の視点)

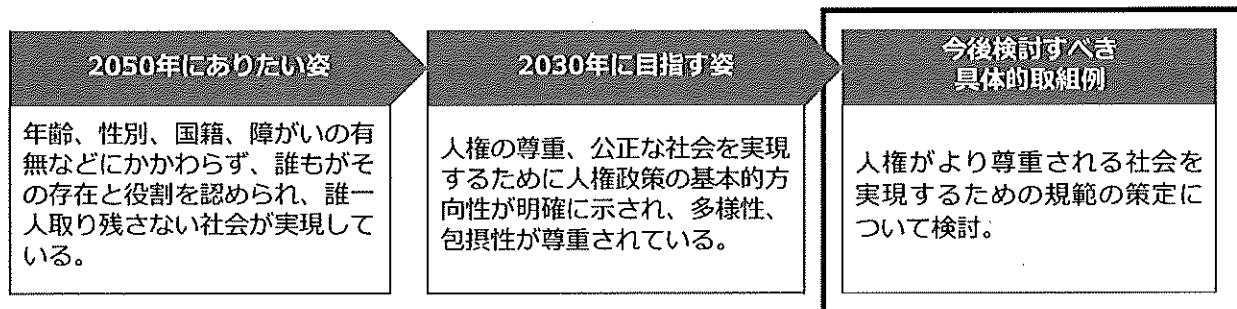
「信州未来共創戦略～みんなでつくる2050年のNAGANO～」とは ※戦略の概要は参考資料1参照

明るい未来のビジョン（2050年のありたい姿）を実現するため、行政、企業、地域、県民一人ひとりが具体的な行動を起こすための羅針盤として、令和6年12月23日に「私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議」※において決定。

※急激な人口減少により起こる問題は、各主体だけでは解決できないため、県民や産業界、地域、行政がオール信州でこの問題に取り組むために令和6年12月23日に設立。

戦略における人権尊重の視点

- 年齢、性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、誰もがその存在と役割を認められ、誰一人取り残さない社会を実現するためには、人権を尊重する考え方を社会の基礎としていく必要がある旨記載。
- 「若者・女性から選ばれる寛容な社会づくり」の取組の一つに、「多様性を認め合い、人権を尊重しよう」を掲げ、以下のとおりありたい姿や取組の方向性が示されている。



「長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」について

令和 7 年 6 月

県民文化部人権・男女共同参画課

1 趣旨

これまで「長野県人権政策推進基本方針」（H22 年策定。以下「基本方針」という。）に基づき人権政策を総合的に推進してきたが、人権尊重の理念や重要性を県民等と共有し、人権がより尊重される社会の実現に寄与することを目的として人権全般を包括した条例を制定する。

（検討の背景・理由）

- ▶ 基本方針の策定から 15 年が経過しており、以下のような課題が存在
 - ・社会経済情勢の変化等により従来は問題視されなかった人権課題の顕在化、新型コロナウイルス感染症や災害などの非常時における人権に関する様々な問題の発生など、人権課題はますます多様化・複雑化
 - ・個人の人権意識の高まりの一方で、差別、虐待、いじめ、ハラスメント、SNS 上の誹謗中傷など他者の人権を侵害する様々な事象が発生
- ▶ 県ではその間も、子ども支援、障がい者共生社会づくり、犯罪被害者等支援、性的マイノリティ支援などへの取組を積み重ねてきた。
- ▶ 「しあわせ信州創造プラン 3. 0」や「信州未来共創戦略」において位置付けられている人権が尊重される社会づくりの一層の推進
- ▶ 基本方針は県行政の方向性を示すものであるため、議会の議決を経た条例により、県民に対し県の人権に対する姿勢を明確に示すことで、人権意識の底上げを図る。

2 方向性

- 個別の人権課題への対処を規定するものではなく、人権尊重の理念や重要性を県民等と共有し、人権がより尊重される社会の実現に寄与する包括的な人権尊重条例を想定
- 個別の人権課題を含む施策の方向性については、条例制定後に基本方針を改定して具現化 →県民、県内事業者との連携・協働を意識した内容とする方向

3 今後の見通し（R7.6 現在）

令和 6 年度	1 月	審議会【人権政策の手法について審議】
	2 月	議会定例会【包括的な人権尊重条例の検討着手表明】

令和 7 年度	6 月	審議会①【諮問、基本的方向性審議】	↓ 7～11 月 関係団体意見聴取
	9 月	審議会②【骨子素案審議】	
	10～11 月	パブリックコメント	
	12 月	審議会③【答申案審議】 ⇒ 【答申】	

4 条例に想定される項目等（議論のためのたたき台）

他県の条例を参考に、本県条例としては以下を想定

ア 目的

イ 基本理念

ウ 県の責務、県民等の責務、市町村との協働等

エ 基本的施策（・人権政策推進基本方針
・人権政策審議会
・人権教育・啓発、人権相談、関係機関との連携など）

オ 人権侵害行為の禁止等に係る宣言規定※

カ 人権侵害行為の例示として、誹謗中傷、いじめ、虐待、不当な差別的取扱い等に加え、インターネット上の人権侵害、優越的関係を背景とした不当要求等への言及を検討※

※他県の規定については別紙参照

県、人権条例制定へ諮問

9月の審議会に骨子素案提示

県は11日、人権尊重や認め合う社会の実現を盛り込む新条例「県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」の制定に向けた検討を県人権政策審議会に諮問した。人権全般を包括的に規定することを想定し、県民の人権意識の底上げを図るとしている。

諮問書は新型コロナウイルスの感染拡大時や災害の発生時に交流サイト（SNS）上で誹謗中傷があったことなどを念頭に、近年は人権課題が多様化・複雑化している」と指摘した。県人権・男女共同参画課によると、条例には基

本的な理念の他、県や県民の責務、人権相談や啓発などの施策、人権を侵害する行為を禁止する宣言などを盛り込む



諮問書を受け取る県人権政策審議会の一由貴史会長（右） 11日、県庁

ことを想定。いじめや虐待など人権侵害の具体例を示すことも検討する。

11日の審議会会合では、委員の一人が「理念だけをうたつても効果は乏しい」とし、人権侵害が起きた際の調停や仲介の実施を規定に盛り込むべきだ」と指摘。「人権侵害の救済策を盛り込んで、実効性の担保が課題になる」との意見も出た。

県は9月の次回審議会で条例骨子素案を示す。審議会の答申を経て、早ければ26年の県会2月定例会に条例案を提出したい考えだ。

